

小山市有料広告掲載等に関する運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小山市有料広告取扱要綱（以下「要綱」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告事業に関する基本的な考え方)

第2条 小山市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。よって広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(業種又は業者の基準)

第3条 要綱第3条の基準について次の各号のいずれかに該当する業種又は業者にかかる広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (3) たばこにかかるもの
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行なう施設に係るもの
- (6) 市の指名停止を受けているもの
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされないもの
- (8) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(広告内容の基準)

第4条 要綱第3条の基準について次の各号のいずれかに該当する内容の広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 性的感情を著しく刺激するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 犯罪を著しく誘発するもの又はその恐れのあるもの
- (10) 粗暴性または残虐性を著しく助長するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 虚偽、誇大又はまぎらわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (12) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
(広告内容の修正等)

第5条 市長は前2条に掲げる基準に基づき、広告ごとにその具体的な内容を判断するものとし、審査の結果、当該審査にかかる広告に修正等すべき箇所があるときは、その修正等を広告掲載等希望者に求めることができる。

2 広告掲載等希望者は、正当な理由がない場合は、前条に規定する修正等の求めに応じなければならない。

(個別の基準)

第6条 この基準に定めるもののほか、広告事案の性質に応じて広告内容等に関する個別の基準等が必要な場合は、別途定めるものとする。

(審査会の職務)

第7条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 広告の募集要項の審査
- (2) 広告掲載の適否に関すること。
- (3) 広告入り物品の寄付を実施する広告代理店の選考による決定
- (4) その他広告掲載に関して必要な事項

(管財課の事務)

第8条 有料広告掲載等について、管財課が所掌する事務は次に掲げるものとする。

- (1) 有料広告掲載の募集に関すること。

- (2) 広告掲載希望者から提案された有料広告掲載事項の検討に関するこ
と。
- (3) 所管部署から提供された情報を基に募集要項の制定に関するこ
と。
- (4) 広告掲載について可否、相手方及び条件等の検討すること。
- (5) 契約締結に関するこ
と。
- (6) その他有料広告掲載に関し必要な事務
(所管部署の事務)

第9条 有料広告掲載等について、所管部署が所掌する事務は次に掲げる
ものとする。

- (1) 有料広告掲載についての広告媒体等の調査、選定、募集内容の企画
に関するこ
と。
- (2) 広告掲載等料を含め具体的広告掲載等についての市場調査等の実施
及び広告掲載案の作成に関するこ
と。
- (3) 前条の管財課が作成する掲載基準案等についての情報提供に関する
こ
と。
- (4) 広告設置場所の作成に関するこ
と。
- (5) その他有料広告掲載に関し必要な事項
(決定)

第10条 広告掲載等に関する決定者は、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載の基準に関する事項は、市長とする。
- (2) 広告掲載等の掲載の可否に関する事項は、原則として、小山市事務
決裁規定の別表第4の部(財産管理)第5の項(普通財産の貸付不動
産の借受けの決定並びに契約)に掲げる者とする。
- (3) 広告募集において公募による応募者が募集の数を超えた場合は入札
又は選考により決定する。

附 則

この基準は、平成20年10月23日から施行する。